

第 29 回愛媛県本人確認情報保護審議会 次第

日時：令和 8 年 2 月 6 日（金）15：00～

場所：愛媛県庁第一別館 11 階

ミーティングスペース

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼動状況等について

(2) セキュリティ対策について

(3) 住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の改正について

(4) その他

4 閉会

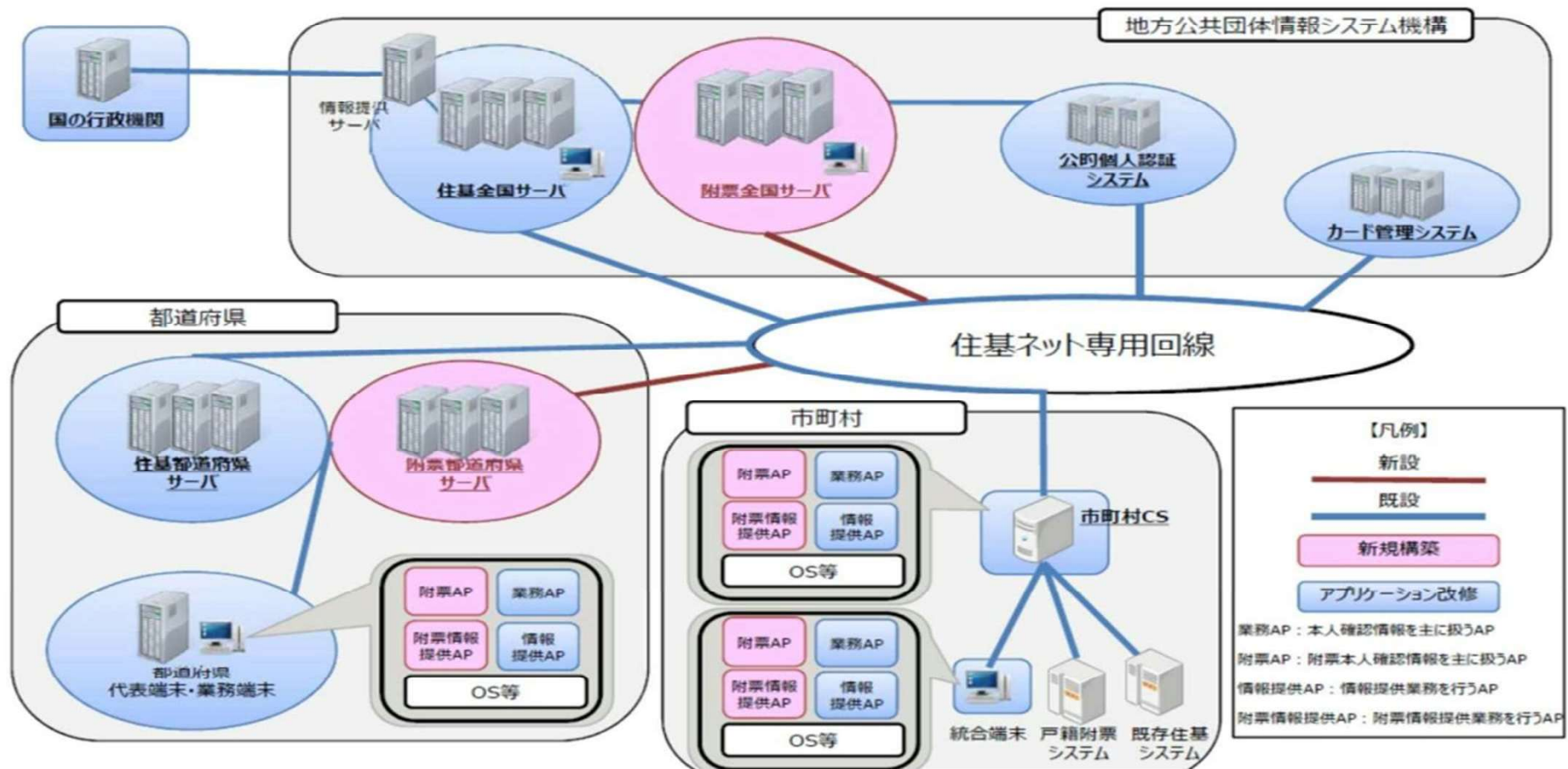
(資料1)

住民基本台帳ネットワークシステムの 稼働状況等について

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)

- 住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
 - 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報を送信
 - 本人確認情報及び附票本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定
- ➡ **住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム**
- 都道府県は、市町村及び地方公共団体情報システム機構と連携して住基ネットの運営を行う

住基ネットシステムの概要



住民基本台帳ネットワークシステムの概要

平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布

平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 (住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)

平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 (住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)

平成23年5月 住基ネット訴訟終結 (札幌訴訟勝訴最高裁確定)

住 民

転出、死亡、転入、
出生等の届出

申請等

~~住民票の写し~~

~~年金等
の現況
届出~~

~~年金の住
所変更・
死亡届出~~

約1,000万件省略

約4,000万人分省略

約1,400万件省略

個別の行政分野

年金の支給事務

(対象者の現況確認など)

データマッチングは禁止

各種給付の支給事務

(恩給、中国残留邦人等への一時金など)

資格試験の実施事務

(不動産鑑定士、施工管理技士、司法試験など)

各種登録、免許等の申請の受理

(電気通信事業の登録、NPO法人の設立認証など)

市町村

住民基本台帳

全国の市町村・都道府県
をネットワーク化

【住民票】

- ・氏名(旧氏※1、通称※2)
- ・住所・生年月日
- ・性別
- ・マイナンバー
- ・住民票コード 等

氏名、住所、転出、
死亡等の情報

住基ネット

氏名
(旧氏※1、通称※2)
住所
生年月日
性別
マイナンバー
住民票コード
これらの変更情報

4
情
報

情報提供件数

- ・国の行政機関等
約140,000万件
- ・地方公共団体
約 5,890万件

住民基本台帳法別
表に定める行政機
関等によりのみ情報提
供を行う

地方公共団体情報システム機構

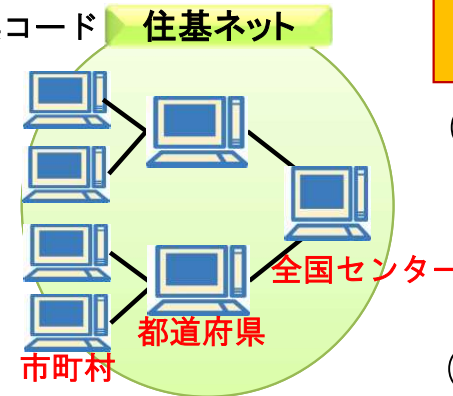
- ※1 住民票に旧氏が記載されている住民の場合
- ※2 住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への（附票）本人確認情報の提供

（附票）本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、マイナンバー、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約14億件**
（年金支給事務、司法試験の実施など）
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,890万件**
（パスポートの発給、税務事務など）



情報提供

①

②



行政機関

③

住民票の写し

④

年金受給権者の住所変更届、死亡届

⑤

年金受給権者の現況届

不要



- ③ 行政手続における住民票の写しの省略
→ **全国で年間約1,000万件程度**（パスポートの受給申請、免許等の申請など）
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ **全国で年間約1,400万件程度**（※平成30年3月から住基ネットの利用開始）
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分**

2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

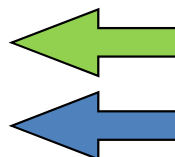
住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

（例）転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」 **年間約490万件（約530万人分）** をオンライン化



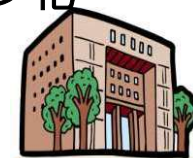
転出地市町村



転入通知

✕ 郵送

専用回線



転入地市町村

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、通知書※により本人に通知（※通知カードはR2.5に廃止）

マイナンバーカード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能 ※マイナポータル…国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関 からのお知らせ（プッシュ型）サービスが可能。

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータル(※)で、情報連携記録を確認
- マイナンバーの取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

（平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始）

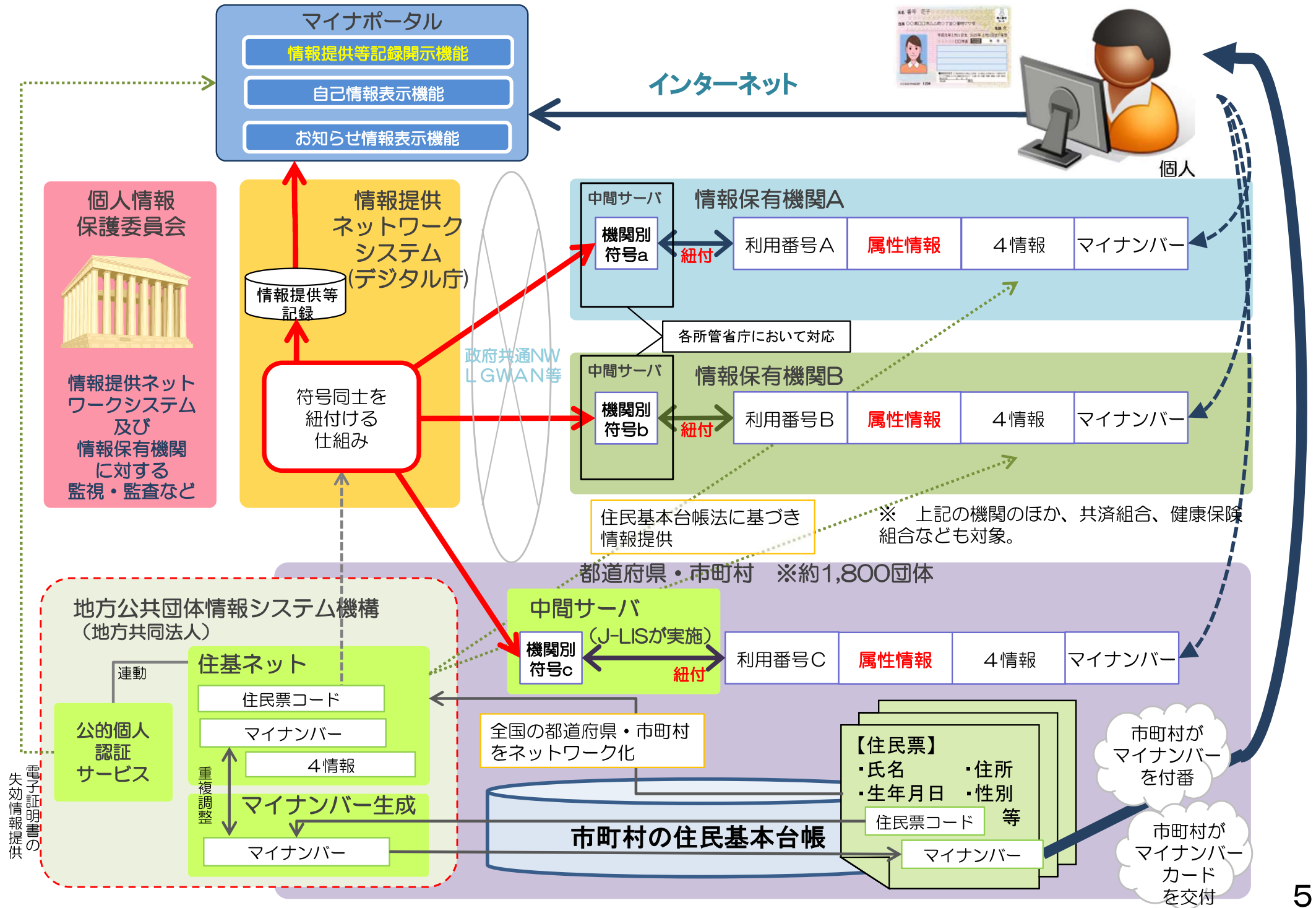
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号(マイナンバー)の利用分野 ※利用内容は一例

社会 保障 分野	年金分野	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・低所得者対策の事務等に利用 ・特定健診、保健指導に関する事務に利用 ・予防接種に関する事務に利用
税分野		・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用 ・預金口座に付番し、税分野で利用
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 ・被災者台帳の作成に関する事務に利用

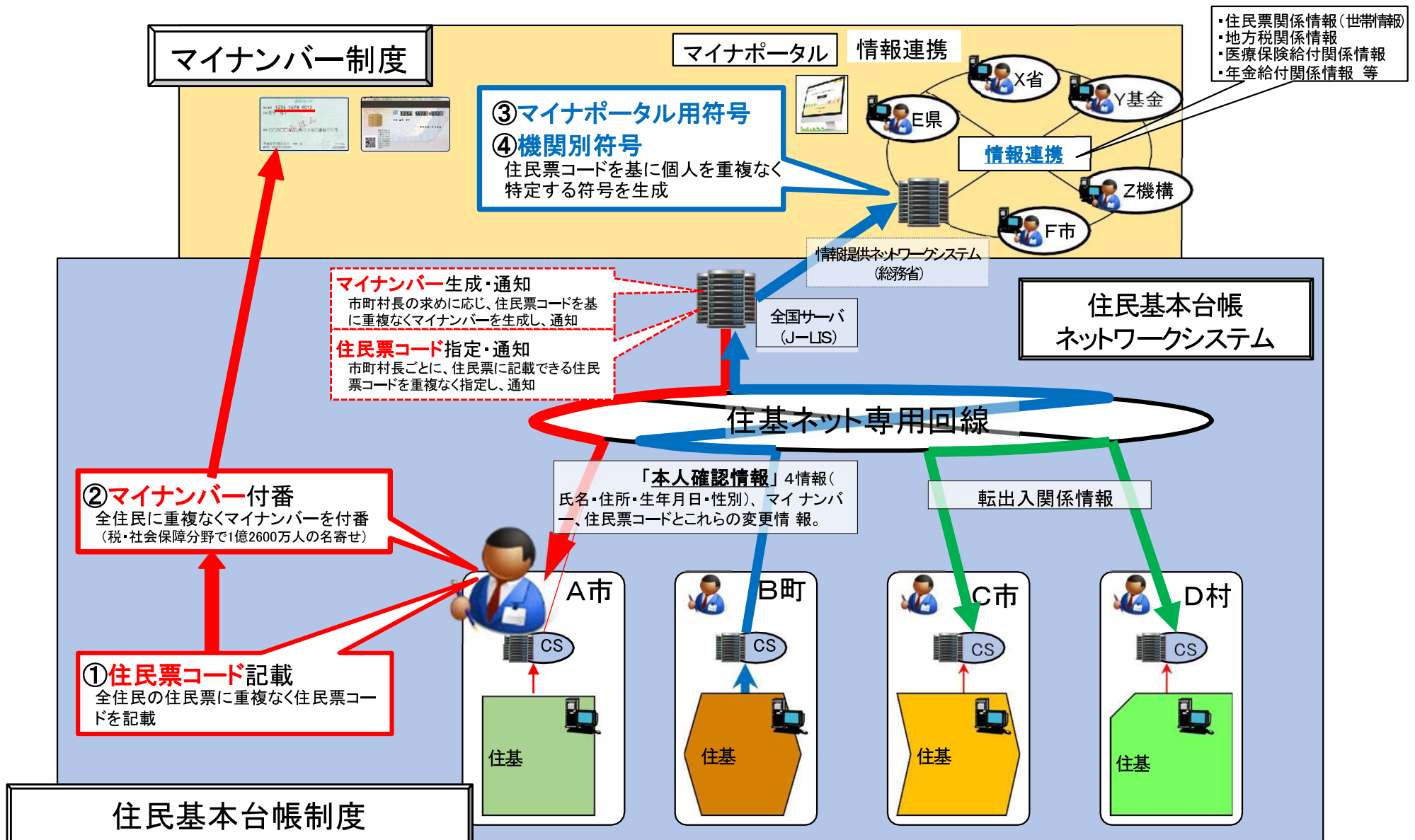
- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

マイナンバー制度における情報連携の全体像



マイナンバー制度を支える住民基本台帳ネットワークシステム

○住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナンバー制度の基礎となる重要なシステム。全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



住基ネット回線を利用する市町村の主なマイナンバー制度関係業務

- マイナンバー制度の導入に伴い、住基ネット回線を利用して処理する業務が追加。具体的には、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付・管理、マイナンバーカードに搭載される電子証明書（公的個人認証）の発行、情報連携等で用いる機関別符号の生成等である。
- 住基ネットは、市町村の区域を越えた本人確認のためのシステムや転出入の事務処理に用いるネットワークという従来の位置づけに加え、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステムとなっている。

① 住基全国センターと通信を行う業務

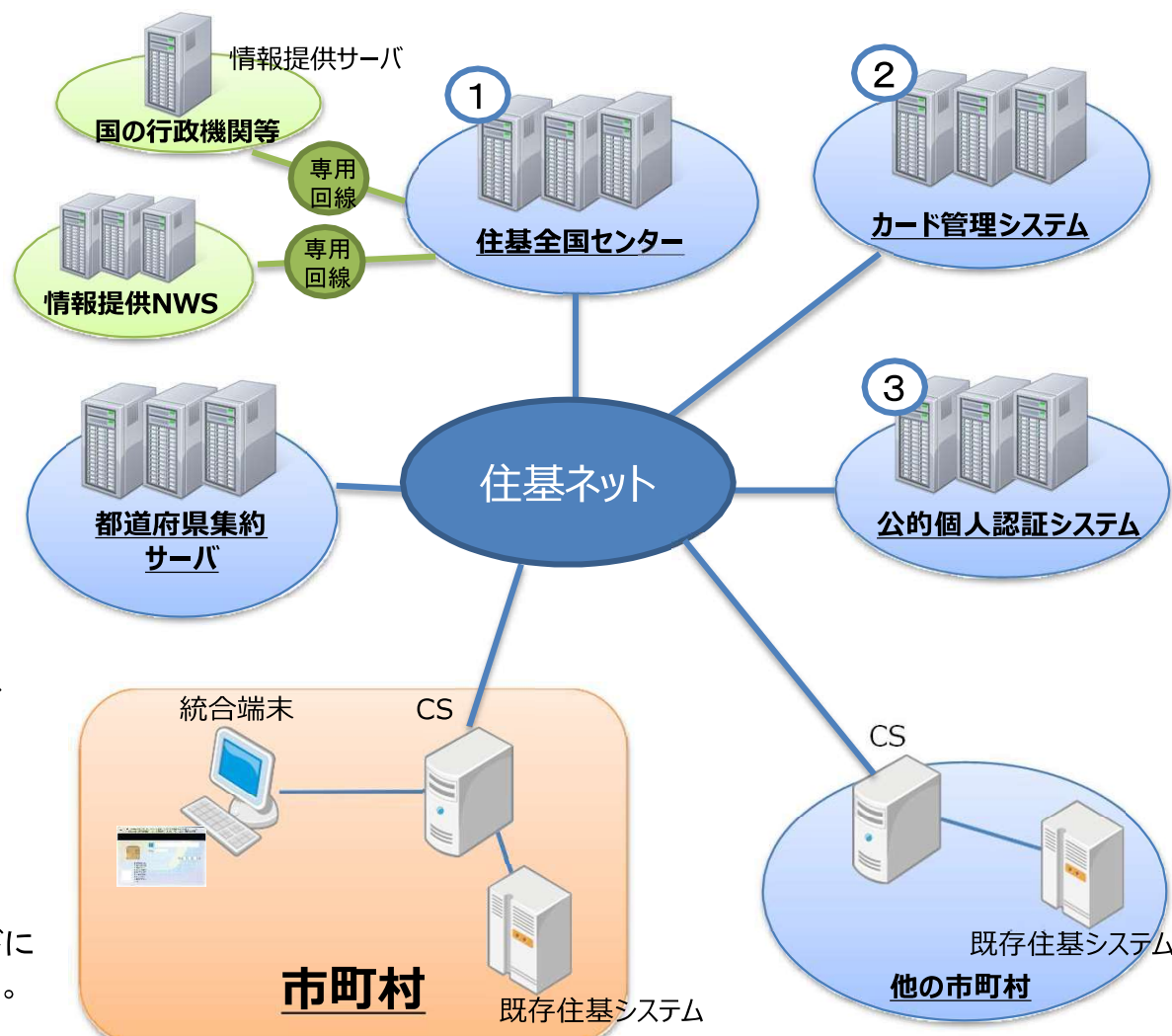
- ・ 本人確認情報の検索
→ マイナンバーカード等の提示を受け、マイナンバーを確認することが困難な場合、全国センターにマイナンバーの真正性を確認。
- ・ マイナンバーの付番
→ 全国センターへマイナンバーの生成を要求。全国センターからマイナンバーとすべき番号を市町村に通知。
- ・ 機関別符号の取得要求
→ 全国センターに対し情報連携で用いる機関別符号の取得を要求。全国センターは情報提供NWSに符号生成に必要な住民票コードを通知。

② カード管理システムと通信を行う業務

- ・ マイナンバーカードの交付、管理
→ マイナンバーカードの交付前設定作業やマイナンバーカードを発行している住民の把握等。

③ 公的個人認証システムと通信を行う業務

- ・ 電子証明書の発行
→ 転入により住所が変更となった場合など、マイナンバーカードに搭載する新しい電子証明書を公的個人認証システムから取得。



国の機関等への本人確認情報の提供状況(機構が保有している全国の本人確認情報の提供状況)[直近10年間]

(令和7年3月末現在)

番号	提出先	事務	15～26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
①	地方公務員共済組合 地方議会議員共済会 等 国家公務員共済組合	共済年金の給付支給	282,428,123	26,798,587	30,593,516	28,493,221	28,049,470	29,094,900	29,785,310	29,535,481	28,760,445	28,423,078	29,007,482	570,969,613
②	総務省(人事・恩給局)	恩給法等による年金給付支給	45,744,921	1,970,998	1,722,618	1,478,218	1,260,014	1,057,949	880,110	724,216	580,073	448,470	346,565	56,214,152
③	日本年金機構(旧社会保険庁)	国民年金被保険者資格の取得届出等	2,301,375,705	546,043,775	551,061,886	617,252,108	1,225,195,279	1,262,183,499	1,323,832,356	1,323,005,800	1,330,025,527	1,334,041,678	1,337,933,806	13,151,951,419
④	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による年金支給	25,050,130	2,847,160	3,814,581	3,188,620	3,357,411	3,427,020	3,515,534	3,704,983	3,894,306	4,312,243	4,215,384	61,327,372
⑤	厚生労働省(社会・援護局)	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付支給 等	1,977,894	59,295	44,702	38,409	38,034	27,662	23,709	20,410	15,725	12,292	10,210	2,268,342
⑥	(財)全国建設研修センター (財)日本建設機械化協会 他	建設業技術検定等	2,549,110	207,844	188,619	197,849	224,316	246,162	235,354	218,067	220,907	233,966	339,976	4,862,170
⑦	厚生年金組合・指定基金	厚生年金給付支給等	14,958,867	2,318,063	2,355,723	2,375,170	2,400,434	2,400,524	2,374,816	2,301,822	2,247,353	2,181,082	2,110,417	38,024,271
⑧	総務省(総合通信基幹局)	船舶局無線従事者証明等	342,745	29,861	30,862	29,957	33,078	30,917	27,084	30,168	29,931	37,501	35,647	657,751
⑨	地方公務員災害補償基金	公務災害等に対する補償等	17,329	1,472	1,368	2,280	2,435	1,991	2,673	2,866	3,447	4,341	3,467	43,669
⑩	法務省	後見登記、不動産登記及び司法試験等	248,761	29,404	27,523	26,932	26,510	26,709	30,375	34,389	36,626	42,902	79,335	609,466
⑪	財務省	関税法関係等	1,898	329	567	758	916	973	759	831	1,670	1,532	1,793	12,026
⑫	内閣府	特定非営利活動促進法関係	5,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,360
⑬	文部科学省	高等学校等就学支援金の支給 等 ※2	1,035	19	23	19	18	55,851	23,888	21,605	15,290	11,791	12,220	141,759
⑭	国土交通省	建設業法、宅地建物取引業法等による許可、免許等	12,981	1,011	700	2,003	1,408	265	632	1,203	3,439	6,264	9,505	39,411
⑮	気象庁	気象業務法による登記	4,339	271	284	303	21	0	0	0	0	0	0	5,218
⑯	農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体共済年金の給付支給	19,414,259	735,674	1,014,312	1,247,897	495,449	654,656	413,984	66,566	102,560	14,127	252	24,159,736
⑰	独立行政法人環境再生保全機構	アスベスト(石綿)健康被害救済給付支給等	59,985	7,797	8,294	9,624	10,713	10,714	8,546	9,604	10,823	11,395	12,188	159,683
⑱	厚生労働省(労働基準局)	業務災害・通勤災害に関する保険給付の支給等	177,678	39,589	1,251,135	1,490,766	1,466,536	1,773,720	1,499,150	1,254,172	1,228,235	1,203,555	1,168,772	12,553,308
⑲	国民年金基金連合会	国民年金の給付支給	1,164,112	489,547	534,359	564,455	600,496	625,622	664,624	690,640	718,919	733,029	754,652	7,540,455
⑳	企業年金連合会	厚生年金の給付支給	2,386,052	3,684,471	13,408,376	3,141,682	3,063,114	3,000,976	3,189,365	3,091,096	3,419,441	3,680,813	4,008,301	46,073,687
㉑	外務省	外国面会交流援助等	493	500	299	209	269	283	421	191	285	247	696	3,893
㉒	国税庁	国税の納付義務の確定等		1,028,201	74,384,538	27,726,257	20,887,997	18,662,131	22,119,754	20,350,040	22,368,240	20,114,771	22,399,736	250,041,665
㉓	預金保険機構	預金等に係る債権の額の把握				111	0	20	0	0	0	0	0	131
㉔	日本学生支援機構	学資の貸与及び支給				49,395	1,111,250	2,112,646	2,692,946	2,694,957	2,740,613	2,636,283	2,767,750	16,805,840
㉕	厚生労働省(職業安定局)	失業等給付の支給				8,112,582	10,015,462	24,521,522	11,423,131	4,332,102	4,318,432	3,871,267	3,951,410	70,545,908
㉖	その他機関 ※3				20,929,944	6,166,025	3,912,851	4,888,155	100,752,223	16,449,016	9,821,094	156,269,752	28,581,020	347,770,080
合 計			2,697,921,777	586,293,868	701,374,229	701,594,850	1,302,153,481	1,354,804,867	1,503,496,744	1,408,540,225	1,410,563,381	1,558,292,379	1,437,750,584	14,662,786,385

※1 H15年度はH14.8～15.3

※2 令和元年度から「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」による交付」に加えて「高等学校就学支援金の支給」に利用開始

※3 令和2年度から

・「社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替機関」による「加入者情報の管理に関する事務」が利用開始(R2年度:約10,563千件)

・「被災者生活再建支援法人」による「被災者生活再建支援金の支給に関する事務」が利用開始(R2年度:約2千件)

・「社会保険診療報酬支払基金」による「情報の収集又は整理に関する事務」がR1年度から約85,303千件増加(約4,859千件→約90,162千件)

令和6年度から

・「厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法に規定する指定登録機関」による「介護福祉士の登録に関する事務」及び「介護福祉士の登録に関する事務」が利用開始(R6年度:約5千件)

・「厚生労働省又は精神保健福祉士法に規定する指定登録機関」による「精神保健福祉士の登録に関する事務」が利用開始(R6年度:約1千件)

・「文部科学省、厚生労働省又は公認心理師法に規定する指定登録機関」による「公認心理師の登録に関する事務」が利用開始(R6年度:約2千件)

県による本人確認情報の利用状況(累計)

平成14年4月～令和7年12月末

区分	利用先	事 務	H14～ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	提供件数 (累計)
住 基 法 に よ る 利 用	職員厚生課	恩給法による年金給付支給に関する事務	3,928	789	698	626	557	503	457	396	296	258	223	192	181	135	100	103	86	57	9,585
	私学文書課	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務															1,430	4,832	7,553	5,640	19,455
	県民生活課	特定非営利活動推進法に基づく認証等に関する事務					28	43	19	14	24	27	32	27	13	27	16	18	37	20	345
	消防防災 安全課	危険物取扱者免状記載事項書換え申請に関する事務	22	16	13	21	10	11	17	9	12	6	1	6	5	2	5	5	1	3	165
		電気工事士免状記載事項書換え申請に関する事務		1	1			7	3	79	140	814	755	818	699	957	823	644	674	354	6,769
		液化石油ガス法による免状の交付に関する事務										1									1
	環境・ゼロカー ボン推進課	フロン排出抑制法に基づく個人情報確認事務	4				1			10	15	24	3	7	18	13	19	11	10	12	147
	保健福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務									1,292	88	37		90	79	97	1,181	1,162	29	4,055
	健康増進課	被爆者に対する医療特別手当等の支給に関する事務	3,964	949	930	874	825	772	55	1,782	786	728	682	1,782	6,655	6,047	5,578	10,030	9,162	6,276	57,877
		障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務									17,527	7,679		1							25,207
		児童福祉法による里親の認定、登録等又は徴収に関する事務(小児慢性特定疾病医療費)									883	128	150		17	11	4	7	31	631	1,862
		難病法による特定医療費の支給に関する事務									12,538	18,188	941	36	1,126	536	341	668	411	12,473	47,258
		精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務									7,908	2,962									10,870
	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務										156	4	1							161
		児童福祉法による助産の実施又は保護の実施に関する事務									4										4
		児童福祉法による里親の認定、登録等又は徴収に関する事務(入所費負担能力の認定)									862	145									1,007
		母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務									2,331	579	7	8	21	7		772	817	474	5,016

県による本人確認情報の利用状況(累計)

平成14年4月～令和7年12月末

区分	利用先	事 務	H14～ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	提供件数 (累計)
住 基 法 に よ る 利 用	障がい福祉課	特別児童扶養手当法等による手当の支給等に関する事務										128							155		283
		児童福祉法による里親の認定、登録等又は徴収に関する事務(障害児入所給付費)									127	52	34	48	27	31	7,149	10,999	18,013		36,480
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務									46,627	1,274	1,657			3,124		97,413	1,657	43,608	195,360
		知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務															23,265	38,057	50,230	9	111,561
	長寿介護課	戦没者等の妻への支給法の知事実施に関する事務									9										9
		戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務								36	146	76									258
	国際交流課 特別旅券窓口	一般旅券の新規発行申請等に関する事務	141,308	26,546	20,019	181	120	85	47	53	4		1			4	1				188,369
	観光国際課	通訳案内士法に基づく通訳案内士登録証等交付事務	2	4	6	4	1	3	4	3	7	5	4	3	2		2	3	2		55
		住宅宿泊事業法による届出に関する事務											22	15	12	4	10	22	29	36	150
	経営支援課	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務														1					1
	畜産課	家畜商免許証申請等に係る個人情報の確認事務	4	1		2					1	3	4		3	1	2	1	2		24
	労政雇用課	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務															1		1		2
	都市計画課	不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の登録等に関する事務		2	4	1	1	2	5	2	1	3	2	5	1	2	1	3	7	1	43
	教育総務課 教職員厚生室	恩給法による年金給付支給に関する事務	11,976	1,009	877	743	638	535	470	384	276	243	200	168	158	134	108	117	110		18,146
	保健体育課	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務									20										20
	高校教育課	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務															8,500	7,591	5,982	1,462	23,535
	特別支援 教育課	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務									1,586	1,596	3,771								6,953
	税務課	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務									19,136	17,628	16,125	13,882	11,393	11,457	11,595	13,848	15,052	37,137	167,253
		地方法人税特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務									19	76	30								125
	小 計		161,208	29,317	22,548	2,452	2,181	1,961	1,077	2,768	112,577	52,867	24,685	16,999	20,421	22,572	59,047	186,325	111,184	108,222	<u>938,411</u>

県による本人確認情報の利用状況(累計)

平成14年4月～令和7年12月末

区分	利用先	事 務	H14～ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	提供件数 (累計)		
条例による利用	職員厚生課	恩給条例による年金給付支給に関する事務		52	58	41	35	32	32	33	31	28	25	20	28	13	8	10	10	6	462		
	子育て支援課	誤払い又は過渡しの児童扶養手当の返納請求に関する事務		1		5	1		1												8		
		母子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収に関する事務		10	2				125	159	164	29									489		
	障がい福祉課	心身障害者扶養共済年金の加入申請及び受給者の現況届等に関する事務		1,339	1,373	1,459	1,424	1,471	1,875	1,508	1,545	1,661	1,683	1,580	15,598	18,800	18,859	20,632	19,211	11,252	121,270		
	教育総務課 教職員厚生室	奨学金の返還金の徴収に関する事務		116	298	84	182	222	364	310	155	175	473									2,379	
		恩給条例による年金給付支給に関する事務		28	21	16	18	20	20	29	12	12	12	20	3	4	1			2		218	
	県立病院課	県立病院の料金で未収のものの徴収に関する事務		16	85	8							1,734	1,460	1,371	1,280	716	397	375	161	103	7,706	
	監査事務局	住民監査請求の受理等に関する事務		35	1		14	43	4	3			4	6	1	7	2			1	1		122
	公安委員会	放置違反金の納付命令又は徴収に関する事務								102	119	74	87	100	106	20	4	9	75	93	63		852
	特別支援教育課	特別支援学校への修学のための経費支弁に関する事務												70									70
	税務課	県税の賦課徴収に関する事務					28,295	27,774	17,241	18,625	20,124												112,059
	各市町税務担当課	市町税の賦課徴収に関する事務					888	1,048	997	7,093	1,149												
	小 計				1,597	1,838	30,796	30,496	20,026	28,241	23,434	1,981	3,730	3,829	3,098	16,936	19,539	19,274	21,093	19,478	11,424	<u>256,810</u>	
	合 計			161,208	30,914	24,386	33,248	32,677	21,987	29,318	26,202	114,558	56,597	28,514	20,097	37,357	42,111	78,321	207,418	130,662	119,646	<u>1,195,221</u>	

(資料2)

セキュリティ対策について

住基ネットに係るセキュリティ対策（本県の取組）

1. 職員の意識改革のための対策

研修	日程等	内容	備考
住民基本台帳ネットワークシステム利用業務担当課長研修及び従事者研修（WEB）	R7.4.7 課室長32名 従事者118名	・ 住基ネットの概要 ・ 住基ネットにおける情報セキュリティ対策 ・ 住基ネットの運用方法 ・ マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の取扱い 等	住基ネット利用ID発行のためには、所属長と事務担当者の両方が研修を受けていることが条件。 受講後、WEBで理解度テスト

2. 適正な利用方法の徹底のための対策

- ・ 調査対象一覧表の作成
- ・ 住基ネット利用前後に所属長による確認

3. チェック体制の強化のための対策

- ・ 利用業務担当課において、内部チェックを行い、毎月1回、市町振興課に報告
- ・ 市町振興課で本人確認情報提供件数のチェック
- ・ 運用管理状況調査の実施

市町振興課において、住基ネットの操作履歴（ログ）と調査対象者一覧表の突合

【本庁】年1回

【地方局・支局】年4回（うち1回は地方局地域政策課職員による実地調査も実施）

住基ネットに係るセキュリティ対策（市町への取組）

	内容	備考
市町現地運用状況調査	各市町における住基ネットの運用状況について、現地調査を実施し、市町のセキュリティ対策のフォローアップを実施 対応に不十分な点が見受けられた場合、指導を行い、その場で改善指示	チェックリストによる自己点検結果で改善が必要な項目について、改善状況を確認。 R7：上島町、松野町、鬼北町（年3団体程度実施）
住基JPKI監査（リモート監査）【外部監査】の促進及び立会	外部監査に立会い、現地運用状況調査とあわせて、今後の市町のセキュリティ対策のフォローアップを実施	今年度は東温市・松前町・伊方町・鬼北町が実施
住基JPKI監査（リモートヒアリング）の促進及び立会	リモートヒアリングに立会い、現地運用状況調査とあわせて、今後の市町のセキュリティ対策のフォローアップを実施	今年度は松山市・今治市・大洲市・伊予市・砥部町・内子町が実施
緊急時対応訓練の実施	住基ネット緊急時対応計画における市町や関係機関の対応作業の検証等を行い、住基ネットのセキュリティ向上を図ることを目的として実施	事前に訓練の日時・内容を知らせない抜き打ち訓練として実施 (R7.8.5)

住基ネットに係るセキュリティ対策（全国的な取組）

	対象	内容	備考
住基ネットセキュリティ担当者説明会	全都道府県	・住基ネットの概要 ・チェックリストによる自己点検及び住基JPKI監査関連業務について 等	総務省及び地方公共団体情報システム機構による研修 【都道府県】WEB会議 【市区町村】動画視聴
住民基本台帳制度関係事務担当者説明会	全都道府県 全市区町村	・住民基本台帳制度をめぐる最近の状況 ・自治体情報システムの標準化・セキュリティ対策について 等	
住基ネット及びにそれに接続している既設ネットワークに関する自己点検	全都道府県 全市区町村	重要点検項目を示したチェックリスト（総務省から配付）を利用し自己点検及び改善計画の作成	自己点検の実施結果等について、総務省によるヒアリングあり
実機調査	全市区町村	CS及び統合端末のセキュリティ関連設定等の設定値が適正かどうか地方公共団体情報システム機構が確認	地方公共団体情報システム機構と個人番号センター運用管理センターの共同による「住基JPKI監査関連業務」として実施
リモート監査（住基JPKI監査）	市区町村 (約200団体)	自己点検の点検結果について、地方公共団体情報システム機構が委託した監査法人によるリモートでの外部監査	
リモートヒアリング	市区町村 (約600団体)	住基関連のセキュリティ対策の対応状況、JPKI業務の実施状況等について、Webによるヒアリング（簡易監査） ※R7 松山市・今治市・大洲市・伊予市・砥部町・内子町	
オンラインセミナー	市区町村	住基セキュリティ及びJPKI業務の内部監査に関するオンラインセミナー	

参考： 情報セキュリティ対策（本県の取組）

【研修】

	研修名	対象	内容	備考
必須	新規採用職員研修	新規採用職員	・ 県職員として必要な情報セキュリティー 般	県研修所における研修 （講師 スマート行政推進課職員）
	デジタルシフト推進員 研修	デジタルシフト推進員 （各所属原則1名）	・ デジタルシフト推進員の役割と基本的な 事項について ・ セキュリティ対策について 等	動画による研修 デジタルシフト推進員は受講 必須（「デジタルシフト推進員設置 要領」）
	情報セキュリティ内部 研修	全所属の全職員	・ 情報セキュリティ対策の必要性 ・ 愛媛県情報セキュリティポリシー ・ 情報セキュリティとは ・ 本県における情報セキュリティ対策 等	情報セキュリティ管理者（各 課室長）による内部研修 情報セキュリティの自己点検 及び自己点検に基づく改善対 策の実施を併せて行う
業務に 応じて	保有個人情報等の取扱 いに関する教育研修	所属長、個人情報及び特 定個人情報事務取扱担当 者	・ 愛媛県個人情報及び特定個人情報等の取 扱いに関する管理規程全般 ・ 特定個人情報の適正な取扱いについて	管理規程に基づく研修 （職場）
	リモートラーニングに よるデジタル人材育成 のための基礎研修	所属長 デジタルシフト推進員 ほか	・ デジタルリテラシー習得コース ・ 情報セキュリティーコース ・ 個人情報保護コース	地方公共団体情報システム機 構による研修（eラーニング）
	eラーニングによる情 報連携に向けた研修	個人番号利用事務担当者 システム管理担当者	・ マイナンバー制度 ・ 情報連携 ・ セキュリティ対策 等 （計7コース うち1つはシステム管理者編）	総務省によるeラーニング研修

(資料4)

代表端末等の更改について

代表端末等の更改について

1. 代表端末等の更改について

県に設置している代表端末及び業務端末について前回の更改（R元）から6年が経過したため、R7年9月中に機器更改を行い、R7年10月より新機器での運用を開始した。※更改期間についてはJ-LISより標準更改期間（R7.9月～11月）を設定されており全都道府県がその期間に更改を行う。

2. 代表端末及び業務端末について

○代表端末は住民基本台帳ネットワークシステムのうち、都道府県サーバが処理をする情報の送受信を行い、都道府県サーバと業務端末を中継するため、本庁に設置するサーバ

○業務端末は住民基本台帳ネットワークシステムのうち、代表端末にネットワークで接続し業務を行う端末。（本庁・旅券窓口・地方局税務課に設置）

3. その他

- ・ 機器構成及びネットワーク構成について変更なし
- ・ 機器の返還にあたっては、データが保存されたハードディスクを物理破壊する等の情報漏洩防止のための装置を講じた。

住民基本台帳ネットワークのシステム構成概要

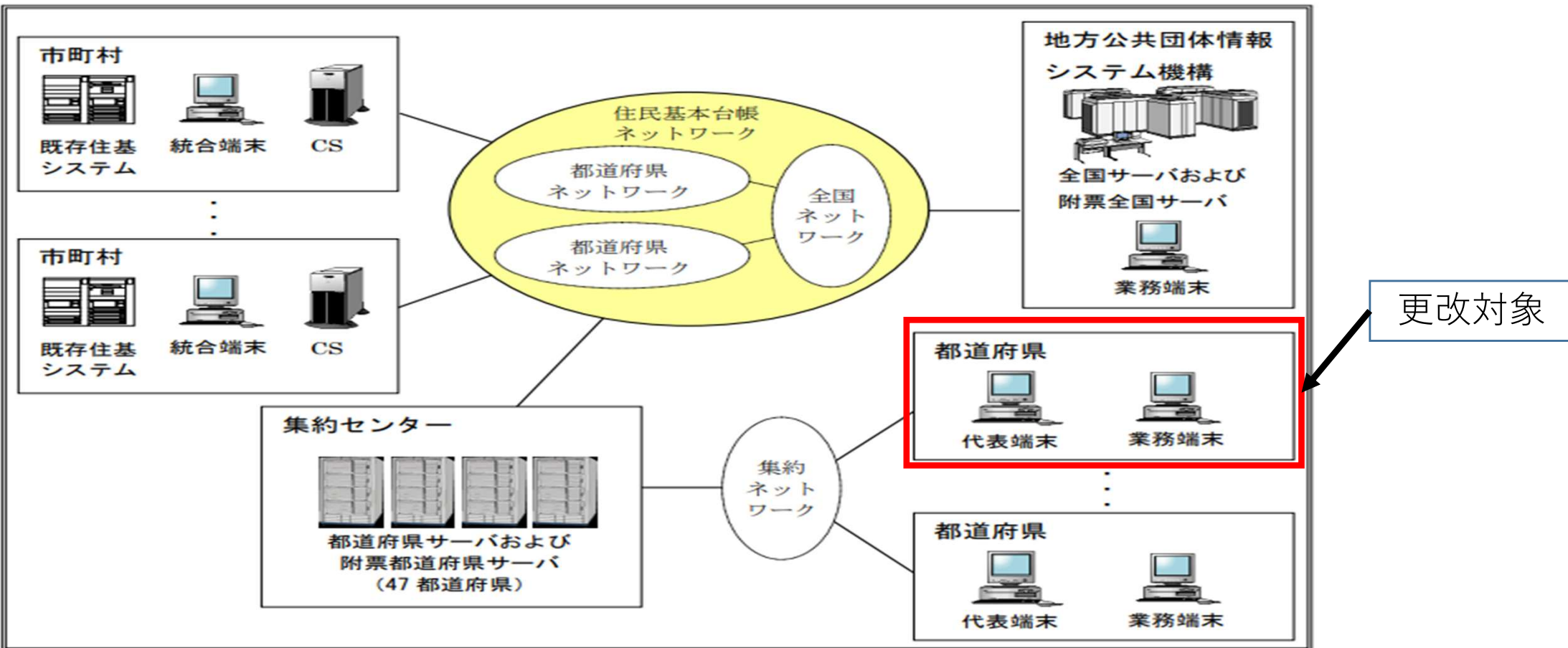


図 2-1 住民基本台帳ネットワークのシステム構成概要

(資料3)

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の改正について

1 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)(第15次地方分権一括法)の概要

趣 旨

- 地方からの制度改革を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。

※ 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)〔抜粋〕
法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和7年通常国会に提出することを基本とする。

① 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に

〔住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕

※36法律に基づく事務を追加

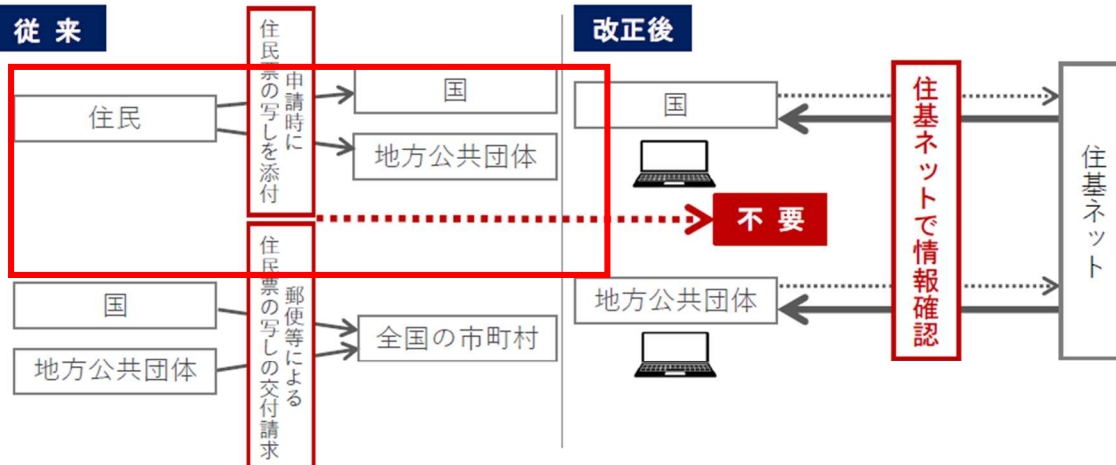
施行日：令和7年8月16日

住民の手続負担の軽減

行政負担の軽減

- 住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に、36法律の事務を追加する。
- マイナンバーを利用できる事務に、1法律の事務を追加する。

従 来



効 果：

- 住民票の写しの添付が不要となり、住民の利便性が向上

(例) 〔社会福祉士及び介護福祉士法〕介護業務における特定行為(喀痰吸引等行為)を行うために必要な認定証の交付を求める者が行う、都道府県知事への住民票の写しの提出が不要に

- 住民票の写しの公用請求が不要となり、交付する市町村の事務が効率化

(例) 〔河川法〕河川法違反者等に対する監督処分における公用請求が不要に

2 概要

(1) 住民基本台帳法施行条例の改正

令和7年8月16日に第15次地方分権一括法が改正され、これに伴う住民基本台帳法の改正により、住基ネットの利用事務が大幅に拡大された。住基法の改正にあたり、住民基本台帳法施行条例にて定める独自利用事務を削除するため必要な条例改正を行った。

【削除する事務】

- ・ 児童扶養手当の過誤払い分の返納請求に関する事務
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の徴収に関する事務
- ・ 奨学資金貸与条例による奨学金の返還金の徴収に関する事務
- ・ 県立病院の未収料金の徴収に関する事務
- ・ 住民監査請求に関する事務
- ・ 被爆者援護法施行規則による死亡届の受理等に関する事務

(2) 愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の改正

①事務手続きの変更によりマイナンバー等を利用しなくなることに伴う当該事務の削除

＊マイナンバーを利用して給付金の支給の可否等を判定していた事務の支給要件が変更になり、マイナンバー等を当該事務において利用する必要がなくなったため、規定を削除

【削除する事務】

- ・ 高卒認定試験給付金の支給に関する事務

②住基法及びマイナンバー法の法定事務と重複する独自利用事務の削除

＊住基法及びマイナンバー法の関係省令の改正に伴い、準法定事務の範囲が拡充され、条例の定める事務の一部が準法定事務と重複することとなったため、当該事務を削除する。

【削除する事務】

- ・ 先天性血液凝固因子障害等の治療のための必要な医療費の助成に関する事務

【参考】

○法定事務…住基法・マイナンバー法でマイナンバー等を利用できる事務の内容を規定

○準法定事務…住基法・マイナンバー法から委任された省令において、マイナンバー等を利用できる事務の内容を規定

○独自利用事務…住基法・マイナンバー法において、条例で定める事務にマイナンバー等

を利用できることが規定されており、当該規定に基づき、各自治体が条例で定める事務

3 関係法令

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

別紙1のとおり

4 住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の改正

○住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙2のとおり

5 施行日

(1)、(2)① 公布日から施行(R7.12.23 施行済)

(2)② 規則で定める日

＊マイナンバー等を利用して情報照会等を実施するための国及び県のシステム対応が完了したのちに施行日を決定する必要があるため。

○総務省令第八十二号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

総務大臣 村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(法別表第一の総務省令で定める事務) 第一条 〔略〕 〔2〕34 略〕 35 法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕 三 電気通信事業法第十六条第一項若しくは第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四 電気通信事業法第十七条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 五 〔略〕 六 〔略〕 七 〔略〕 八 電気通信事業法第七十三条の二第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 九 〔略〕 十 〔略〕 〔36〕41 略〕 42 法別表第一の三十の二の項の総務省令で定める事務は、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）第一条の二第一項若しくは第二項又は第三条第一項若しくは第二項の上申の対象となるべき者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 43 法別表第一の三十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十五条第一項又は第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 更生保護法第三十八条第一項の意見等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 三 保護観察対象者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 四 更生保護法第六十五条第一項の心情等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 五 更生保護法第六十五条第二項の心情等の伝達の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 六 更生保護法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 七 更生保護法第八十二条第三項の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更	(法別表第一の総務省令で定める事務) 第一条 〔同上〕 〔2〕34 同上〕 35 法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕 〔新設〕 三 〔新設〕 四 〔同上〕 五 〔同上〕 〔新設〕 六 〔同上〕 七 〔同上〕 〔36〕41 同上〕 〔新設〕 〔新設〕

更の事実の確認	
八	更生保護法第八十三条又は第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
九	更生保護法第八十五条の更生緊急保護の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十	更生保護法第八十八条の措置の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
十一	更生保護法第八十八条の二又は第八十八条の三の援助の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
44	法別表第一の三十の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第三十八条（同法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の調査の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第百六条の精神保健観察の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
45	法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の備付けに関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 二十一 略
54	法別表第一の三十九の二の項の総務省令で定める事務は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）による申請等（申請その他の手続をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答とする。
46	略
55	略
56	法別表第一の四十四の二の項の総務省令で定める事務は、国税通則法（昭和三十七年法律第十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項及び第七十四項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
57	略
67	略
74	法別表第一の四十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
69	略
73	略
〔新設〕	
42	同上 一 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図の作成に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 二十一 同上
43	同上
52	同上
〔新設〕	
53	同上
63	同上
64	法別表第一の四十四の二の項の総務省令で定める事務は、国税通則法（昭和三十七年法律第十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
65	同上
69	同上
70	法別表第一の四十五の項の総務省令で定める事務は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十四条第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

一	關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十四條第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	〔新設〕
二	關稅法、國稅通則法その他の國稅に関する法律又は地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）による關稅、國稅若しくは貨物割の徵收又は調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	〔新設〕
七	法別表第一の四十五の二の項の總務省令で定める事務は、とん稅法（昭和三十二年法律第三十七号）による同法第六條第三項の規定により國稅徵收の例によるものとされるとん稅の徵收又は特別とん稅法（昭和三十二年法律第三十八号）による同法第六條の規定において準用する同項の規定により國稅徵收の例によるものとされる特別とん稅の徵收に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
七	〔略〕	〔同上〕
七	〔略〕	〔同上〕
七	法別表第一の四十七の二の項の總務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 地方稅法〔附則第九條の四第一項の譲渡割の課稅標準の更正又は決定、稅額の更正又は決定、督促、滯納処分その他の譲渡割の賦課徵收に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 法別表第一の四十七の二の項の總務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九條の四第一項の譲渡割の課稅標準の更正又は決定、稅額の更正又は決定、督促、滯納処分その他の譲渡割の賦課徵收に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
一	〔二 略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	〔略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	法別表第一の七十八の項の總務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一 略〕 〔二 略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	〔略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	戰傷病者戰没者遺族等援護法による給付の支給の過誤払による返還金に係る債務の弁済をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	〔略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	法別表第一の七十八の四の項の總務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	戰傷病者特別援護法による戰傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	〔略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	法別表第一の八十の項の總務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一 略〕 〔二 略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	〔略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	商品先物取引法第二百條第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	〔略〕	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	商品先物取引法第二百條第一項（同法第二百四十條の十一において準用する場合を含む。）の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕
一	商品先物取引法第二百條第七項（同法第二百四十條の十一において準用する場合を含む。）	七 〔同上〕 七 〔同上〕 七 〔同上〕

〔一の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査〕	
十七	〔略〕
十八	〔略〕
十九	商品先物取引法第二百四十条の二第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
二十	商品先物取引法第二百四十条の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
二十一	〔略〕
二十六	商品先物取引法第三百四十九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
231	法別表第一の百一の二の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第六十六項、第三条第八十一項、第四条第六十五項及び第五条第八十項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
232	法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
233	法別表第一の百一の四の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
234	法別表第一の百一の五の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第三号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十一項、第三条第八十六項、第四条第七十項及び第五条第八十五項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
235	法別表第一の百一の六の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二十八条第二号に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十三項、第三条第八十八項、第四条第七十二項及び第五条第八十七項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
236	法別表第一の百一の七の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百七十七条第二項に規定する施行地区をいう。以下この項、次条第七十四項、第三条第八十九項、第四条第七十三項及び第五条第八十八項において同じ。）となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
202	〔新設〕
225	〔同上〕
18	〔同上〕
17	〔同上〕
16	〔同上〕
11	〔同上〕
10	〔同上〕
9	〔同上〕
8	〔同上〕
7	〔同上〕
6	〔同上〕
5	〔同上〕
4	〔同上〕
3	〔同上〕
2	〔同上〕
1	〔同上〕

263[258] 法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔略〕 262[249] 法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	257[242] 法別表第一の百一の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕 238[223] 法別表第一の百一の九の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。 239[224] 法別表第一の百一の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔二〕河川法第七十七条第一項の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔略〕 255[240] 法別表第一の百十二の二の項の総務省令で定める事務は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。 256[241] 法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〕四 略 五[242] 道路運送車両法第七十八条第一項の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 六[243] 道路運送車両法第九十三条の自動車特定整備事業の認証の取消しの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 七[244] 法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	243[228] 法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〕四 同上 243[229] 法別表第一の百十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔新設〕 〔一〕四 同上 244[230] 法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 〔新設〕 〔一〕四 同上 244[231] 法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 〔新設〕 〔一〕四 同上 244[232] 法別表第一の百十四の項の総務省令で定める事務は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十二条第一項第三号の補償の請求に係る事実についての審査 〔新設〕 〔一〕四 同上 244[233] 自動車損害賠償保障法第七十六条第一項の権利の対象となる損害賠償の責任を有する者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔新設〕 〔一〕四 同上 244[234] 自動車損害賠償保障法第七十六條第二項の権利の対象となる保険契約者若しくは被保険者若しくは共済契約者若しくは被共済者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔新設〕 〔一〕四 同上 244[235] 自動車損害賠償保障法第七十六條第三項の仮渡金の返還の対象となる被害者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認又は当該者の相続人の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔新設〕 〔一〕四 同上	227[212] 法別表第一の百一の三の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。 〔新設〕 228[213] 法別表第一の百一の四の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。 〔新設〕	229[214] 法別表第一の百一の五の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。 〔新設〕 229[215] 法別表第一の百一の六の項の総務省令で定める事務は、水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。 〔新設〕
---	---	--	---	---

264	一	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
	二	船員職業安定法第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
	三	船員職業安定法第六十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
	法別表第一の百十七の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	「一〇五 略」	
	「略」	
	「略」	
	法別表第一の百十八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
	「略」	
	法別表第一の百十八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
267	一	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第二十九条の審判開始の申立ての通告の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	二	海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第九条第一項又は第三項の管轄の移転に係る通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	三	海難審判法施行規則第四十七条の審判期日の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	四	海難審判法施行規則第四十八条の第一回審判期日前の検査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	五	海難審判法施行規則第五十二条の審判期日外の証拠の取調べの通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	六	海難審判法施行規則第七十一条第一項の裁決書の記載事項の対象となる指定海難関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	七	海難審判法施行規則第七十三条の裁決書謄本の送付の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	八	海難審判法施行規則第八十七条の決定書の正本の送達の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	九	海難審判法第四十九条又は第五十条の取上げの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	十	海難審判法第五十条の還付の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
268 ～ 274		
「略」		
（法別表第二の総務省令で定める事務）		
第二条 「略」		
「二〇九 略」		
10		
法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする		
253 ～ 259		
「同上」		
（法別表第二の総務省令で定める事務）		
第二条 「同上」		
「二〇九 同上」		
「新設」		
252		
「新設」		
251		
法別表第一の百十七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。		
「一〇五 同上」		
「同上」		
「同上」		

11 法別表第二の一の十一の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

12 略

13 法別表第二の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六 指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の指定難病の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十 指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十一 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二 指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

19 略

24 法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 略

十一 小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又

10 法別表第二の一の十の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。

11 同上

12 新設

17 同上

22 同上

一 同上

18 新設

は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

小児慢性特定疾病要援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の
変更の事実の確認

十一
十五
〔同上〕

十三
十七
略

十八 指定医（児童福祉法第十九条の第三一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十九 指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十 指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

二十一 指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

法別表第二の五の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

農地法第七條第三項ただし書の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔略〕

略

60
[略]

法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

一 使用済自動車のリソース化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四 使用済自動車のリソース化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

〔使用済自動車〕の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する答

使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
62	法別表第二の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「一〇五 略」
63	法別表第二の六の四の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
64	略
65	略
66	法別表第二の七の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
67	法別表第二の七の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十二項、第四条第六十六項及び第五条第八十一項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
68	法別表第二の七の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
69	法別表第二の七の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業をいう。次条第八十四項、第四条第六十八項及び第五条第八十三項において同じ。）を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
70	法別表第二の七の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
71	法別表第二の七の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
59	法別表第二の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「一〇五 同上」
60	法別表第二の六の三の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
61	同上
62	同上
[新設]	
[新設]	
[新設]	
[新設]	
[新設]	

72 法別表第二の七の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 73 法別表第二の七の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 74 法別表第二の七の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 75 法別表第二の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 河川法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 76 法別表第二の九の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 二 土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 三 土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 81 法別表第三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 （法別表第三の総務省令で定める事務） 第三条 略 29 略 10 法別表第三の四の二の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 11 法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 （一・二 略） 12 法別表第三の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 （一・二 略） 13 法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 難病の患者に対する医療等に関する法律第五十一条の特定医療費の支給を受けている指定	72 法別表第二の七の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 73 法別表第二の七の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 74 法別表第二の七の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 75 法別表第二の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 河川法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 76 法別表第二の九の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 二 土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 三 土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認 81 法別表第三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 （法別表第三の総務省令で定める事務） 第三条 略 29 同上 10 法別表第三の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 （一・二 同上） 11 法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 （一・二 同上） 12 法別表第三の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 （一・二 同上） 13 法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五十一条の特定
--	---

難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔二〇四 略〕 五 指定難病要支援者証明事業に關して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 〔六〇十二 略〕 32 法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇十四 略〕 十五 小児慢性特定疾病要支援者証明事業に關して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 〔十六〇二十七 略〕 33 法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 40 社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第一項の交付に關する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第二項の登録に關する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 41 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇五 略〕 42 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇十三 略〕 43 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕 44 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇九 略〕 45 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇十 略〕 47 法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 略〕		医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔二〇四 同上〕 五 指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に關する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に關して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 〔六〇十二 同上〕 22 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔同上〕 31 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔同上〕 十五 小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に關して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 〔十六〇二十七 同上〕 32 法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔同上〕 〔新設〕 40 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇五 同上〕 41 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇十三 同上〕 42 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 同上〕 43 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇九 同上〕 44 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇十 同上〕 45 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇四 同上〕	
--	--	--	--

48	法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	46	法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕
49	法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・三 略〕	47	法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・三 同上〕
50	法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	48	法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
51	法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	49	法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕
52	三 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	50	法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
53	法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	51	法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
54	法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。	52	法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
55	法別表第三の七の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	53	法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕
56	法別表第三の七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項若しくは第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの認可に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 〔略〕	〔新設〕	
58	法別表第三の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 家畜改良増殖法第二十四条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 〔略〕	54	〔同上〕 〔新設〕
59	法別表第三の九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔略〕	55	〔同上〕 〔新設〕

十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七條第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七條第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三條第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十條第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十條第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七條第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三條第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三條第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六條第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二條第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二條第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	二 砂利採取法第九條第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三條の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	一 採石法第三十二條の七第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	法別表第三の十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	法別表第三の十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二條の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	一 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三條第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	二 遊漁船業の適正化に関する法律第三條第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	三 遊漁船業の適正化に関する法律第七條第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
--	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	--	--	--	---	---	--	--	---	--	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	58し 72し 〔同上〕
64し 80し 〔略〕 八 法別表第三の二十二の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
82し 法別表第三の二十二の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
83し 法別表第三の二十二の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
84し 法別表第三の二十二の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
85し 法別表第三の二十二の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
86し 法別表第三の二十二の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
87し 法別表第三の二十二の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
88し 法別表第三の二十二の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
89し 法別表第三の二十二の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕
90し 法別表第三の二十二の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 河川法第七十五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 河川法第七十七条第一項の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	〔新設〕

97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
法別表第三の二十六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	一 土壌汚染対策法第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認	二 土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認	三 土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認	〔略〕	〔略〕	〔略〕	（法別表第四の総務省令で定める事務）	第四条 〔略〕	〔2〕9 略	10 法別表第四の一の十の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	11 法別表第四の一の十一の項の総務省令で定める事務は、選挙人が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認とする。	12 法別表第四の一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	13 〔略〕	14 法別表第四の三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	一 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	二 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	三 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	四 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	五 指定難病要支援者証明事業に關して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答	六 指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	七 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の指定難病の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
73 〔新設〕	74 〔同上〕	75 〔同上〕	76 〔同上〕	77 〔同上〕	78 〔同上〕	79 〔同上〕	80 〔同上〕	81 〔同上〕	82 〔同上〕	83 〔同上〕	84 〔同上〕	85 〔同上〕	86 〔同上〕	87 〔同上〕	88 〔同上〕	89 〔同上〕	90 〔同上〕	91 〔同上〕	92 〔同上〕	93 〔同上〕	94 〔同上〕	95 〔同上〕	96 〔同上〕	97 〔同上〕	98 〔同上〕	99 〔同上〕	100 〔同上〕	101 〔同上〕	102 〔同上〕	103 〔同上〕	104 〔同上〕	105 〔同上〕	106 〔同上〕	107 〔同上〕	108 〔同上〕	109 〔同上〕	110 〔同上〕	111 〔同上〕	112 〔同上〕	113 〔同上〕	114 〔同上〕	115 〔同上〕	116 〔同上〕	117 〔同上〕	118 〔同上〕	119 〔同上〕	120 〔同上〕	121 〔同上〕	122 〔同上〕	123 〔同上〕	124 〔同上〕	125 〔同上〕	126 〔同上〕	127 〔同上〕	128 〔同上〕	129 〔同上〕	130 〔同上〕	131 〔同上〕	132 〔同上〕	133 〔同上〕	134 〔同上〕	135 〔同上〕	136 〔同上〕	137 〔同上〕	138 〔同上〕	139 〔同上〕	140 〔同上〕	141 〔同上〕	142 〔同上〕	143 〔同上〕	144 〔同上〕	145 〔同上〕	146 〔同上〕	147 〔同上〕	148 〔同上〕	149 〔同上〕	150 〔同上〕	151 〔同上〕	152 〔同上〕	153 〔同上〕	154 〔同上〕	155 〔同上〕	156 〔同上〕	157 〔同上〕	158 〔同上〕	159 〔同上〕	160 〔同上〕	161 〔同上〕	162 〔同上〕	163 〔同上〕	164 〔同上〕	165 〔同上〕	166 〔同上〕	167 〔同上〕	168 〔同上〕	169 〔同上〕	170 〔同上〕	171 〔同上〕	172 〔同上〕	173 〔同上〕	174 〔同上〕	175 〔同上〕	176 〔同上〕	177 〔同上〕	178 〔同上〕	179 〔同上〕	180 〔同上〕	181 〔同上〕	182 〔同上〕	183 〔同上〕	184 〔同上〕	185 〔同上〕	186 〔同上〕	187 〔同上〕	188 〔同上〕	189 〔同上〕	190 〔同上〕	191 〔同上〕	192 〔同上〕	193 〔同上〕	194 〔同上〕	195 〔同上〕	196 〔同上〕	197 〔同上〕	198 〔同上〕	199 〔同上〕	200 〔同上〕	201 〔同上〕	202 〔同上〕	203 〔同上〕	204 〔同上〕	205 〔同上〕	206 〔同上〕	207 〔同上〕	208 〔同上〕	209 〔同上〕	210 〔同上〕	211 〔同上〕	212 〔同上〕	213 〔同上〕	214 〔同上〕	215 〔同上〕	216 〔同上〕	217 〔同上〕	218 〔同上〕	219 〔同上〕	220 〔同上〕	221 〔同上〕	222 〔同上〕	223 〔同上〕	224 〔同上〕	225 〔同上〕	226 〔同上〕	227 〔同上〕	228 〔同上〕	229 〔同上〕	230 〔同上〕	231 〔同上〕	232 〔同上〕	233 〔同上〕	234 〔同上〕	235 〔同上〕	236 〔同上〕	237 〔同上〕	238 〔同上〕	239 〔同上〕	240 〔同上〕	241 〔同上〕	242 〔同上〕	243 〔同上〕	244 〔同上〕	245 〔同上〕	246 〔同上〕	247 〔同上〕	248 〔同上〕	249 〔同上〕	250 〔同上〕	251 〔同上〕	252 〔同上〕	253 〔同上〕	254 〔同上〕	255 〔同上〕	256 〔同上〕	257 〔同上〕	258 〔同上〕	259 〔同上〕	260 〔同上〕	261 〔同上〕	262 〔同上〕	263 〔同上〕	264 〔同上〕	265 〔同上〕	266 〔同上〕	267 〔同上〕	268 〔同上〕	269 〔同上〕	270 〔同上〕	271 〔同上〕	272 〔同上〕	273 〔同上〕	274 〔同上〕	275 〔同上〕	276 〔同上〕	277 〔同上〕	278 〔同上〕	279 〔同上〕	280 〔同上〕	281 〔同上〕	282 〔同上〕	283 〔同上〕	284 〔同上〕	285 〔同上〕	286 〔同上〕	287 〔同上〕	288 〔同上〕	289 〔同上〕	290 〔同上〕	291 〔同上〕	292 〔同上〕	293 〔同上〕	294 〔同上〕	295 〔同上〕	296 〔同上〕	297 〔同上〕	298 〔同上〕	299 〔同上〕	300 〔同上〕	301 〔同上〕	302 〔同上〕	303 〔同上〕	304 〔同上〕	305 〔同上〕	306 〔同上〕	307 〔同上〕	308 〔同上〕	309 〔同上〕	310 〔同上〕	311 〔同上〕	312 〔同上〕	313 〔同上〕	314 〔同上〕	315 〔同上〕	316 〔同上〕	317 〔同上〕	318 〔同上〕	319 〔同上〕	320 〔同上〕	321 〔同上〕	322 〔同上〕	323 〔同上〕	324 〔同上〕	325 〔同上〕	326 〔同上〕	327 〔同上〕	328 〔同上〕	329 〔同上〕	330 〔同上〕	331 〔同上〕	332 〔同上〕	333 〔同上〕	334 〔同上〕	335 〔同上〕	336 〔同上〕	337 〔同上〕	338 〔同上〕	339 〔同上〕	340 〔同上〕	341 〔同上〕	342 〔同上〕	343 〔同上〕	344 〔同上〕	345 〔同上〕	346 〔同上〕	347 〔同上〕	348 〔同上〕	349 〔同上〕	350 〔同上〕	351 〔同上〕	352 〔同上〕	353 〔同上〕	354 〔同上〕	355 〔同上〕	356 〔同上〕	357 〔同上〕	358 〔同上〕	359 〔同上〕	360 〔同上〕	361 〔同上〕	362 〔同上〕	363 〔同上〕	364 〔同上〕	365 〔同上〕	366 〔同上〕	367 〔同上〕	368 〔同上〕	369 〔同上〕	370 〔同上〕	371 〔同上〕	372 〔同上〕	373 〔同上〕	374 〔同上〕	375 〔同上〕	376 〔同上〕	377 〔同上〕	378 〔同上〕	379 〔同上〕	380 〔同上〕	381 〔同上〕	382 〔同上〕	383 〔同上〕	384 〔同上〕	385 〔同上〕	386 〔同上〕	387 〔同上〕	388 〔同上〕	389 〔同上〕	390 〔同上〕	391 〔同上〕	392 〔同上〕	393 〔同上〕	394 〔同上〕	395 〔同上〕	396 〔同上〕	397 〔同上〕	398 〔同上〕	399 〔同上〕	400 〔同上〕	401 〔同上〕	402 〔同上〕	403 〔同上〕	404 〔同上〕	405 〔同上〕	406 〔同上〕	407 〔同上〕	408 〔同上〕	409 〔同上〕	410 〔同上〕	411 〔同上〕	412 〔同上〕	413 〔同上〕	414 〔同上〕	415 〔同上〕	416 〔同上〕	417 〔同上〕	418 〔同上〕	419 〔同上〕	420 〔同上〕	421 〔同上〕	422 〔同上〕	423 〔同上〕	424 〔同上〕	425 〔同上〕	426 〔同上〕	427 〔同上〕	428 〔同上〕	429 〔同上〕	430 〔同上〕	431 〔同上〕	432 〔同上〕	433 〔同上〕	434 〔同上〕	435 〔同上〕	436 〔同上〕	437 〔同上〕	438 〔同上〕	439 〔同上〕	440 〔同上〕	441 〔同上〕	442																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

しくは住所の変更の事実の確認	
八	指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九	指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十	指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十一	指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十二	指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
18 22	法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
23	「一〇 略」
十一	小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答
十二	小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
13 17	「略」
十八	指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十九	指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二十	指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二十一	指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
22 24 54	指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
55	法別表第四の四の三十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一	農地法第七条第三項ただし書の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二	「略」
三	「略」
56 59	「略」
60	法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一	使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の登録の申請の受理、その申請に
16 20	「同上」
21	「同上」
「一〇 略」	「同上」
「新設」	
11 15	「同上」
「新設」	
「新設」	
22 52	「新設」
53	「同上」
「同上」	
「同上」	
「同上」	
54 57	「同上」
「新設」	

	係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十六条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
	四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十七条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
	七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
	十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
	十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	
61	法別表第四の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「一〇五 略」	58 法別表第四の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「一〇五 同上」
62	法別表第四の五の四の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。	59 法別表第四の五の三の項の総務省令で定める事務は、住宅宿泊事業法第三条第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
63	「略」	60 「同上」
64	「略」	61 「同上」
65	法別表第四の六の三の項の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	「新設」
66	法別表第四の六の四の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	「新設」
67	法別表第四の六の五の項の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする	「新設」

る、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	
68	法別表第四の六の六の項の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
69	法別表第四の六の七の項の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
70	法別表第四の六の八の項の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
71	法別表第四の六の九の項の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
72	法別表第四の六の十の項の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
73	法別表第四の六の十一の項の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
74	法別表第四の六の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
75 79	一 河川法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
	二 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
80	法別表第四の八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
82 84	一 土壤汚染対策法第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
	二 土壤汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
	三 土壤汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
82 84	〔略〕
82 84	〔略〕
（法別表第五の総務省令で定める事務）	
第五条	〔略〕
〔2 9〕	略
68	〔新設〕
69	〔新設〕
70	〔新設〕
71	〔新設〕
72	〔新設〕
73	〔新設〕
74	〔新設〕
75 79	〔同上〕
62 64	〔同上〕
68	〔同上〕
69	〔同上〕
（法別表第五の総務省令で定める事務）	
第五条	〔同上〕
〔2 9〕	同上

10	法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。		
11	法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	10	法別表第五第四号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕
12	法別表第五第四号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	11	法別表第五第四号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕
13	法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔略〕	12	同上
38	法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第二項の登録に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答		〔新設〕
39	法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・五 略〕	37	法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・五 同上〕
40	法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・十三 略〕	38	法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・十三 同上〕
41	法別表第五第九号の九の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 略〕	39	法別表第五第九号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・六 同上〕
42	法別表第五第十号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔略〕	40	同上
49	法別表第五第十号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕	47	同上
	戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認		〔一・二 同上〕
50	法別表第五第十号の十三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔略〕	48	〔新設〕
54	法別表第五第十号の十三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項若しくは第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第九条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項から第三項までの認可に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 〔略〕	48	同上
55	法別表第五第十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 家畜改良増殖法第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又	52	同上
56	法別表第五第十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 家畜改良増殖法第十六条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又		〔新設〕

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

る事実についての審査又はその申請に対する応答 九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	65 79 〔略〕 80 法別表第五第二十七号の三の総務省令で定める事務は、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	81 法別表第五第二十七号の四の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	82 法別表第五第二十七号の五の総務省令で定める事務は、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	83 法別表第五第二十七号の六の総務省令で定める事務は、工業団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	84 法別表第五第二十七号の七の総務省令で定める事務は、流通業務団地造成事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	85 法別表第五第二十七号の八の総務省令で定める事務は、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	86 法別表第五第二十七号の九の総務省令で定める事務は、新都市基盤整備事業を施行しようとする、若しくは施行する土地又は当該土地に存する物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	87 法別表第五第二十七号の十の総務省令で定める事務は、住宅街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	88 法別表第五第二十七号の十一の総務省令で定める事務は、防災街区整備事業の施行地区となるべき区域又は施行地区内の土地又は物件について権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
---	---	--	---	--	--	---	---	---	---	---	--	---	--	-------------	-------------	-------------	-------------

住所の変更の事実の確認とする。	
89	法別表第五第二十七号の十二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 河川法第七十五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
二 河川法第七十七条第一項の指示に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
90 ～ 93	〔略〕
96	法別表第五第三十一号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 土壤汚染対策法第三条第三項の通知に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認	
二 土壤汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認	
三 土壤汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認	
97	〔略〕
98	〔略〕
99	〔略〕
(法別表第六の総務省令で定める事務)	
第六条	〔略〕
2	法別表第六の一の二の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百四十二条第一項の措置の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
3 ～ 7	〔略〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
〔新設〕	
72 ～ 74	〔同上〕
75	〔同上〕
76	〔同上〕
77	〔同上〕
78	〔同上〕
79	〔同上〕
80	〔同上〕
(法別表第六の総務省令で定める事務)	
第六条	〔同上〕
〔新設〕	
2 ～ 6	〔同上〕

附 則

この省令は、令和七年八月十六日から施行する。

別紙 2

○愛媛県条例第44号

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 （第 2 条関係）	別表第 1 （第 2 条関係）
	<u>1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当で誤払い又は過渡しとなったものの返納の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）による同省令第41条（同省令第46条、第50条、第54条、第63条第1項及び第70条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>1</u> 省略	<u>4</u> 省略
	<u>5 愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）による奨学金の返還金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>

2 省略 3 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項_____に掲げる事務 4 省略 別表第2（第3条関係） <table border="1"> <tr> <th>知事以外の 執行機関</th><th>事 務</th></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の2の項及び3の項に掲げる事務</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table>	知事以外の 執行機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の2の項及び3の項に掲げる事務			省略		の 6 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）による県立病院の料金で未収のものの徴収に関する事務であって規則で定めるもの 7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項及び2の項に掲げる事務 9 省略 別表第2（第3条関係） <table border="1"> <tr> <th>知事以外の 執行機関</th><th>事 務</th></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の3の項及び4の項に掲げる事務</td></tr> <tr> <td>監査委員</td><td>地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table>	知事以外の 執行機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の3の項及び4の項に掲げる事務	監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの	省略	
知事以外の 執行機関	事 務																
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の2の項及び3の項に掲げる事務																
省略																	
知事以外の 執行機関	事 務																
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の3の項及び4の項に掲げる事務																
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの																
省略																	

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係） 1・2 省略 3 省略	別表第1（第2条関係） 1・2 省略 3 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項に掲げる事務 4 省略

別表第 2（第 3 条関係）

知事以外の 執行機関	事 務
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年 愛媛県条例第49号）別表第 1 の <u>1</u> の項及び 2 の 項に掲げる事務
省略	

別表第 2（第 3 条関係）

知事以外の 執行機関	事 務
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例 _____ 別表第 1 の <u>2</u> の項及び 3 の 項に掲げる事務
省略	

（愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第 3 条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 1 条関係）		別表第 1（第 1 条関係）	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
1 省略		1 省略	
		2 知事	20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金（以下「高卒認定試験給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 省略		3 省略	
3 省略		4 省略	
4 省略		5 省略	
別表第 2（第 1 条関係）		別表第 2（第 1 条関係）	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
1 省略		1 省略	

			<u>2 知事</u>	<u>高卒認定試験給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
<u>2</u> 省略			<u>3 省略</u>		
<u>3</u> 省略			<u>4</u> 省略		
<u>4</u> 省略			<u>5</u> 省略		

第4条 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
執行機関	事 務		執行機関	事 務	
			<u>1 知事</u>	<u>先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
<u>1</u> 省略			<u>2</u> 省略		
<u>2</u> 省略			<u>3</u> 省略		
<u>3</u> 省略			<u>4</u> 省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和9年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。